

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤ ギ
代表者名 代表取締役社長 八木 隆 夫
(コード 7460 東証第2部)
問合せ先 執行役員管理本部長 三浦 明 石
(TEL 06-6266-7300)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 105 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。また、これに伴い、本株主総会におきまして、定款一部変更の件に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「代表取締役および取締役の異動、ならびに監査等委員会設置会社への移行後の役員の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

記

I. 監査等委員会設置会社への移行

1. 移行の目的

取締役の職務執行の監査、監督機能を一層強化し、当社のコーポレートガバナンスの充実および企業価値の更なる向上を図るものです。

2. 監査等委員会設置会社への移行時期

本株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

II. 定款の一部変更

1. 変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う、監査等委員会および監査等委員に関する規程の新設ならびに監査役会および監査役に関する規程の削除を行うため。

- (2) 当社および当社子会社の事業の多様化ならびに今後の事業展開を考慮し、定款第2条(目的)の記述内容を変更するため。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うため。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成29年6月29日(木)

定款変更の効力発生日(予定) 平成29年6月29日(木)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 各種工業薬品、化学製品、医薬品、その他の物資およびその原料の輸出入ならびに売買業</p> <p>3. ~ 10. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>11. (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 ~ 第16条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 各種工業薬品、化学製品、医薬品、<u>医薬部外品</u>、その他の物資およびその原料の輸出入ならびに売買業</p> <p>3. ~ 10. (現行どおり)</p> <p>11. <u>化粧品、健康食品、美容機器、その他美容関連商品の企画、製造、輸出入ならびに売買業</u></p> <p>12. <u>飲料(アルコール、酒類、アルコール含有飲料を含む)、食料品、農畜産物および水産物の輸出入ならびに製造加工業、売買業</u></p> <p>13. <u>倉庫業、港湾運送業、通関業、貨物利用運送事業および運送代理業</u></p> <p>14. <u>情報処理・提供およびその他の情報サービス業ならびに広告業</u></p> <p>15. <u>観光・スポーツ・研修・保育・旅館および飲食店の施設および経営ならびに旅行業</u></p> <p>16. <u>各種イベントの企画、運営および実施</u></p> <p>17. <u>人材紹介および人材派遣事業</u></p> <p>18. <u>前各号に関連する調査、企画、研究、開発およびコンサルティング業</u></p> <p>19. (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 ~ 第16条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、15名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会にお</u></p>

2. (条文省略)
 3. (条文省略)
- (新 設)

(新 設)

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(新 設)

(新 設)

(取締役会の招集および議長)

第20条 (条文省略)

2. 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会の決議により取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

2. (条文省略)
3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。

第22条 ~ 第24条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益

いてこれを選任する。

2. (現行どおり)
3. (現行どおり)
4. 当会社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第20条 (現行どおり)

2. 取締役会の招集通知は各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

2. (現行どおり)
3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、当会社を代表する取締役を選定することができる。

第22条 ~ 第24条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益

<p>(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第27条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで、監査役会を開くことができる。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第34条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第35条 ~ 第40条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u> <u>第 28 条</u> <u>監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第 29 条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 30 条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 31 条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><u>第32条 ~ 第37条</u> (現行どおり)</p> <p><u>【附 則】</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、平成 29 年 6 月開催の第 105 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>
--	---